流通経済大学における競争的資金等の使用に関する不正防止計画

| | 分類 | 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|---------------------|-----------------|---|--|
| 学内の責任体系の明確化 | 責任と権限 | 責任者の交代による、後任者の責任と権限の認識不足 時間の経過による、認識の低下 | 必要に応じた関係者の打合せを行う |
| 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 | ルールの明確化・統一化 | 文部科学省、関係省庁および独立行政法人等のルール の変更の認識不足 研究者の理解不足によるルールの誤運用 人事異動等による事務担当者のルールの誤運用 | 通知や説明会等による変更点の確認 研究者への的確な情報発信 |
| | 職務権限及び職務分掌の明確化 | 研究者及び事務担当者に行動規範が示されていない | 流通経済大学公的研究費の使用に関する行 動規範の学内外への周知 |
| 研究費の適正な運営・管理活動 | 予算の執行状況の把握 | 執行が年度末に集中し、担当者が多忙により経費管理 が不十分になる | 定期的な予算執行状況の通知 研究者の計画的な予算執行 |
| | 検収体制 | 研究者の認識不足 検収を行う事務職員の認識不足 | 検収体制の周知 |
| | | 研究者による検収 | 研究者による検収を2万円未満とする 事務担当者による事後検収を不定期に実施 |
| | 発注体制 | 研究者と業者との癒着 事務担当者と業者との癒着 | 監査室による監査 |
| | 雇用関係 | 事務担当者による非常勤雇用者等の勤務実態の把握 が不十分 出勤簿の管理が不十分 | 雇用に関し、事前に年間実施計画書の提出 出勤状況の不定期な検査 |
| | 時給によらない謝金 | 架空伝票による支出 水増し請求の可能性 | 年間実施計画書の提出 |
| | 旅費 | 出張日程の確認が不十分 証拠書類の確認が不十分 出張届の事後報告等、形骸化 | 証拠書類のチェックの強化 海外出張について事前の提出の義務付け |
| 情報伝達を確保する体制 | 不適切使用・不正行為の情報伝達 | 情報伝達の仕組が明確に示されていない | 内部監査の通知を明確にする |